平成２０年（フ）第２９号
栃木県真岡市久下田883番地、開始時栃木県芳賀郡二宮町大字久下田883番地
破産者　木村　武一
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１８０号
群馬県前橋市西片貝町２丁目265番地１　レジデンスアイランドＡ―101号
破産者　細野　健二
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第１１８４号
堺市東区北野田31番地３　マイネ北野田303号、申立時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号
破産者　田中　正之
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８０５号
大阪府富田林市寺池台４－２　第333号棟第204号室、開始決定時大阪府富田林市新青葉丘町１番７号
破産者　山﨑　寛美
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
堺市西区鳳北町９丁520―１　ライオンズマンション1401号、住民票上の住所堺市堺区熊野町東３丁２番17号　熊野ハイツ101号
破産者　イズミテック株式会社こと　永　　正明
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
堺市堺区北瓦町１丁４番16　堺東シティタワー1403号
破産者　奥村　太一
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―717号
破産者　村田　里織
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
徳島県那賀郡那賀町吉野字川口18番地12
破産者　中原　孝順
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５０号
北海道苫小牧市有珠の沢町６丁目25番14号
破産者　菅原　英雄
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７９号
青森県八戸市大字鮫町字二見町35番地、前住所青森県八戸市是川３丁目１番地１
破産者　深川　孝吉
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
青森県八戸市大字鮫町字二見町35番地、前住所青森県八戸市是川３丁目１番地１
破産者　深川　榮子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
青森県八戸市下長４丁目11番16―11号　県営住宅
破産者　千葉　　守
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８７７号
仙台市太白区柳生２丁目28番地の１　ライオンズマンション南仙台第３―101
破産者　松野　博志
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅512号
破産者　今野　久志
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
仙台市太白区秋保町湯元字枇杷原西15番地の５
破産者　小笠原文男
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
栃木県小山市暁１丁目14番４号
破産者　李　　守徹
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２９号
東京都練馬区田柄２丁目43番１―105号
破産者　李　　守寅
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第４５６号
神奈川県平塚市河内446番地の３　カサブランカ101号、前住所神奈川県平塚市見附町14番13号　荒井荘
破産者　小林　洋子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８８号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地１棟102号
破産者　鈴木美代子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係